

人権施策の具体的な取組み

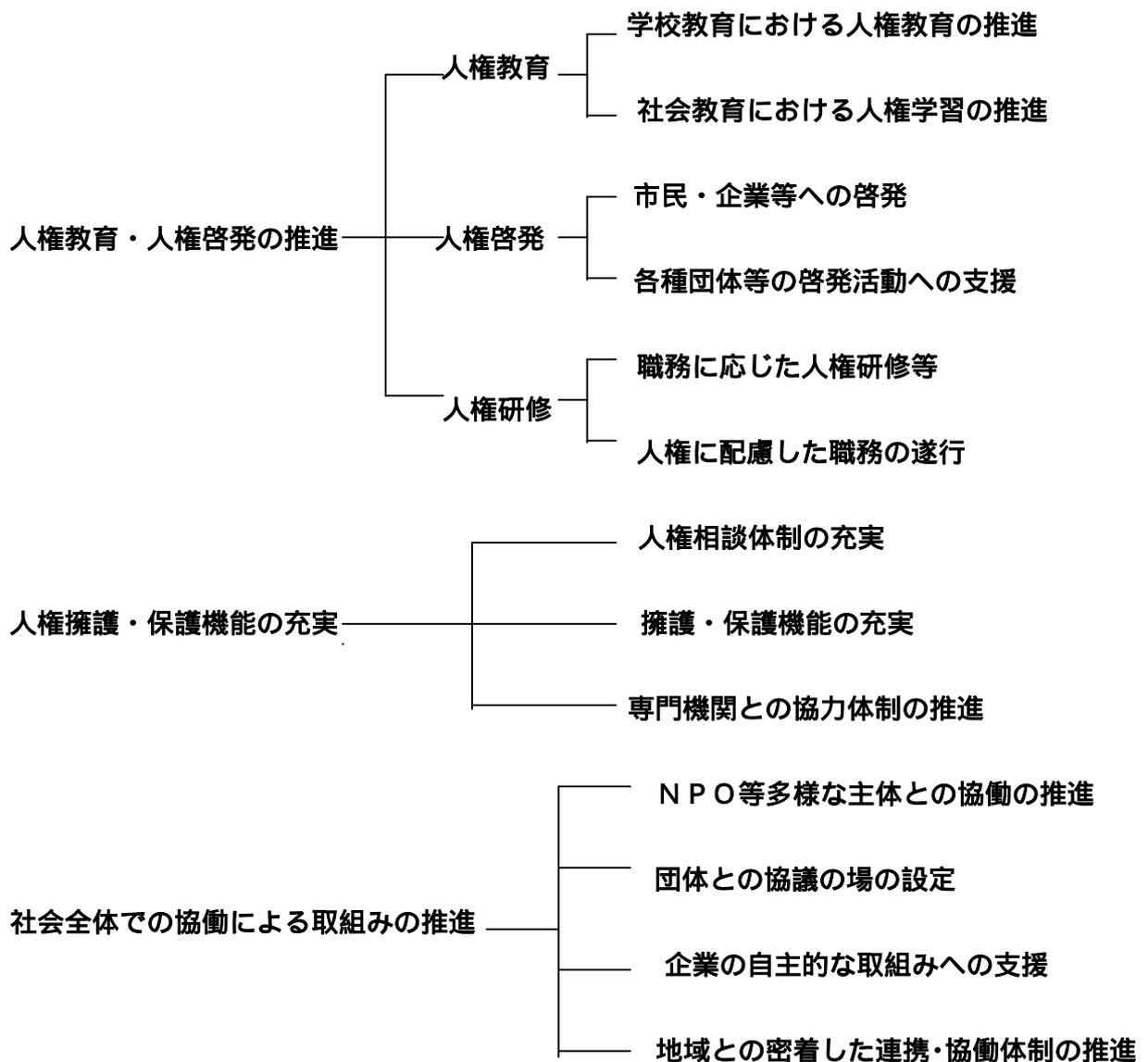
1 人権施策の体系

多様かつ複雑性をます人権問題に対応するために、個別分野の枠組みを越えて、「人権」という共通の視点からの取組みを進めるため、豊かな人権感覚を育てていくための人権教育・啓発の推進、人権擁護を推進していくための権利擁護システムの構築、社会全体での取組みを推進するためのネットワークの形成についての3点を大きな柱として、総合的な人権施策の体系化を図ることにより、その取組みを進めます。

また、行動計画上のそれぞれの具体的な事業の実施にあたっては、常に事業効果について評価・点検を行い、社会経済状況等の変化によっては、計画期間にかかわらず、行政評価手法なども積極的に活用し、事業の創設や統合・廃止・休止などの見直しなども念頭において、人権施策の効果的な推進に努めます。

【3つの基本課題】

【13の基本的方向】



2 人権教育・人権啓発の推進

(1) 人権教育

人権尊重の理念を定着させ、豊かな人権感覚あふれる学校や地域社会であるためには、日常生活のあらゆる場面において、人権が尊重された豊かな自己実現が図られていくことが必要です。そのために、学校教育や社会教育を通じて、学校園・家庭・地域社会において、良好な人間関係を構築できるとともに、社会での規範意識の向上が図れるよう、発達段階に応じた人権教育を効果的に進めます。

ア 現状

「人権教育のための国連 10 年」は、人権教育・人権啓発を通して市民の一人ひとりが個人として等しく尊重されるまちづくりを目指し、市民の誰もが人権を自分の問題として受け止め、考え、理解し、行動することの積み重ねによって人権文化を根づかせていけるよう努めてきました。

しかし、さまざまな人権問題をともすれば単に知的理解のみにとどまったり、差別や人権侵害のみと捉える傾向にあり、自分の問題や身近な問題として捉えきれておらず、日常生活での行動につながりにくいこともあげられます。

さらに、これまで進めてきたさまざまな人権問題に対する人権教育が、子どもたちや保護者・市民の学習意欲の向上やニーズにどれだけこたえられたか再検討が必要であると指摘されています。

イ 施策展開の基本的な考え方

あらゆる差別や人権侵害をなくし、平和ですべての人が生きる喜びを感じられる社会をつくりあげていくことは、私たち人類の願いであり責務でもあります。その実現のためには、人々のたゆまない努力で人権文化を根づかせていくことが必要です。人権教育が、さまざまな人権に関する課題解決において果たす役割は極めて大きいと認識し、日本国憲法並びに教育基本法に基づき人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、次の基本方針により教育分野の人権教育を進めます。

(ア) 自分に自信と誇りを持てる人権教育を進めます。

人権意識を育てるためには、一人ひとりが自分に自信や誇りを持ち、将来に夢や希望を持って自分の目標に向かって前向きに生きていくことが必要です。そのための学習プログラムを開発して、個性を尊重し生きる力を育む取組みを進め、豊かな自己実現を目指す人権教育を推進します。

(イ) 人との豊かなつながりを築く人権教育を進めます。

異質なものを排除し同質化を求めようとする姿勢を改め、さまざまな文化や多様性を認め合う姿勢が大切です。違うことから学び、自分をより豊かなものに高め、人との豊かな出会いとつながりを築く人権教育を推進します。

(ウ) 生涯学習の基礎となる人権教育を進めます。

豊かな自己実現を図り、人との豊かなつながりを築くためには、一人ひとりが人権問題を自分の問題と捉え、主体的に学習を深める中で、人権及び人権問題に対する正しい理解と認識を深めていくことが重要です。そのため、生涯学習体系に学習者のニーズを大切に人権学習を明確に位置づけ、生涯学習の基礎となる人権教育を推進します。

(I) 地域コミュニティとしてのつながりを築く人権教育を進めます。

人々の人権意識を高めるため、学校園・家庭・地域社会・職場など、あらゆる機会と場を通じて学習を進めることが重要です。また、人権感覚豊かな子どもの育成のため、開かれた学校園の中で、地域の人々の積極的な教育への参画の機会と場をつくとともに、互いに連携するネットワークをつくる必要があります。これらの取組みを通して、人権文化が地域社会に根づく人権教育を推進します。

(オ) 学校園・家庭・地域社会・職場において人権教育の熱意ある指導者の育成を図ります。

人権教育を推進するために、人権及び人権問題に関する認識と実践力を身につけた熱意ある指導者の育成が必要です。教職員をはじめ保護者、地域コミュニティ指導者、グループ・サークルリーダー等、人権教育の推進者となる熱意ある指導者の育成に努め、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らしを豊かにしていくための人権教育を推進します。

以上の基本方針に基づいて、教育の主体性を保ちつつ、学校教育と社会教育の連携を図るとともに、関係機関及び諸団体とそれぞれ役割を分担しながら、一層連携して人権教育を効果的に進めます。

ウ 施策の体系

基本的方向	課題	課題別施策
学校教育における人権教育の推進	人権教育の充実・推進	人権教育の推進
		子どもたちの自主的な活動の拡大
		いじめ・不登校に対する対応
		人権教育の推進システムと教職員研修の充実
		家庭・地域との連携
社会教育における人権学習の推進	人権学習の充実・推進	人権啓発講座等の実施
		情報提供活動等の充実
		社会教育団体等の支援
		家庭教育の推進
		多文化共生・国際理解教育事業等の推進
		スポーツ振興による人権啓発の推進
		図書館活動による障害者支援
		青少年の健全育成

【基本的方向】 学校教育における人権教育の推進

【課題 1】 人権教育の充実・推進

対象者の発達段階にに応じて、人権意識を高めるための教育の指導方法に創意工夫を凝らすなど、学校教育活動全体を通じて人権尊重意識を高めるため、人権尊重の精神を育むための教育を充実・推進します。

【課題別施策 1】人権教育の推進

【課題別施策】人権教育の推進(所管課：指導課)

同和問題、障害児教育、在日外国人問題、男女平等教育、性教育、メディアリテラシー等さまざまな人権問題に関して学校園での取組みの充実を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人権教育推進事業	学校園における人権教育について教職員が研究及び研修を深め、副教材等を使用して人権教育の指導の充実を図る。	人権教育に関する教職員の各種研究会・研究会への参加や「にんげん」「こころのノート」「すばらしい成長」等さまざまな教材等を使用し、発達段階に即した人権教育を行うことを支援する。	指導課	実施				
新教育課程支援事業	総合的な学習・道徳・特別活動等における国際理解教育・福祉・環境・性教育・男女平等教育等さまざまな人権教育の課題に児童生徒が主体的、体験的に取組み、人権意識を高めることを推進する。	フィールドワーク、JICAや留学生との交流、老人施設や障害者施設等の訪問、保育体験等総合的な学習・道徳・特別活動等における児童生徒の体験活動、補助協力員等を支援する。	指導課	実施				
障害児教育運営管理事業	幼稚園、小・中学校の養護学級、通級指導教室の指導の充実を一層図るとともに、特別支援教育推進体制の整備・充実を図る。	特別支援教育コーディネーター研修、養護学級担任研修、個別の指導計画作成、巡回指導等を実施する。	指導課	実施				
【新規】特別支援教育推進事業	特別支援教育を視野に入れ通常学級に在籍する特別なニーズのある児童生徒の支援を行う。	国委嘱の特別支援教育モデル事業終了を踏まえて市の専門家チームを設けるなど各学校の支援にあたる。動向を踏まえ、国の新制度に向けた支援の試行を行う。	指導課	実施				
【新規】重度重複障害児童生徒サポート教室	重度重複障害児童生徒に対する支援を行うため校区の養護学級での指導の充実を図る。	重度重複障害児童生徒に対する校区の養護学級での指導充実の一環としてサポート教室の設置運営を行う。	指導課	実施				

小・中学校養護学級備品事業	小・中学校の養護学級に在籍する児童生徒の教育の充実を図る。	新設養護学級の備品等を整備する。	指導課	実施				
養護学級整備事業	小・中学校の養護学級、通級指導教室に在籍する児童生徒の教育の充実を図るとともに、特別支援教育に対応した支援の充実を図る。	養護学級、通級指導教室の施設・設備の整備とともに、国の動向を踏まえ、特別支援教育に対応した整備を行う。	指導課	実施				
海外帰国子女等指導協力者派遣事業	中国帰国児童生徒及び海外からの渡日児童生徒に対し母語を用いた支援を行い、多言語化への対応に努め、学習、懇談等日本での学校生活へのスムーズな適応を図る。	対象児童生徒等に母語に堪能な日本語指導協力者を派遣する。	指導課	実施				
在日外国人教育事業	外国にルーツを持つ児童生徒が仲間意識やアイデンティティを保持し、日本人児童生徒を含めた多文化共生と国際理解教育の拡大を図る。	「春・夏の交流会」「多文化交流の集い」「中学校区多文化共生国際理解教育推進事業」等を支援する。	指導課	実施				

【課題別施策2】子どもたちの自主的な活動の拡大

【課題別施策】子どもたちの自主的な活動の拡大(所管課：指導課)

未来を主体的に切り拓く子どもたちを育むため、子どもたちの自主的な活動を支援します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
スクールフェスタ	子どもたちが日頃の活動の成果を発表し、交流するとともに、市民や保護者に高槻の教育についての理解を広める。	幼稚園フェスティバル、多文化交流の集い、中学生交流会、スピーチコンテスト等を集約し「スクールフェスタ」を開催する。	指導課	実施				
子ども会議	自主的な子どもたちの団体・組織等の活動促進やその交流の充実を図ることにより、子どもたちに民主的な社会の形成者としての資質を育成する。	中学校区の児童会、生徒会の交流の促進や、地域教育協議会事業等への子どもたちの参画を支援する。	指導課	実施				

【課題別施策3】いじめ・不登校に対する対応

【課題別施策】いじめ・不登校に対する対応(所管課：指導課・教育センター)

教育センターでの教育相談や学校におけるカウンセリング機能の充実を図ること
で、集団生活への適応を促し、学校生活復帰への支援を行います。また、いじめ・不
登校・虐待等の防止や解消を図り子ども一人ひとりが自他の人権について理解し、豊
かな人間性を培い、人との豊かなつながりを築くように育みます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
いじめ・不登校対策事業	いじめや不登校、虐待の早期解決、減少を目指し、児童生徒の心の安定を図る。	「スクールカウンセラー」「心の教室相談員」を配置し教育相談体制の充実を図る。	指導課	実施				
教育相談事業	保護者及び教職員等から、幼児・児童・生徒の問題に関する相談を受け、解決に向け助言等を行う。	随時、教育センターで相談を受け付ける。	教育センター	実施				
適応指導教室事業	不登校状態の児童生徒へ集団生活への適応を促し、学校生活復帰への支援を行う。	学校と連携しながら、随時入室を受け入れる。	教育センター	実施				

【課題別施策4】人権教育の推進システムと教職員研修の充実

【課題別施策】人権教育の推進システムと教職員研修の充実(所管課：指導課・教育センター)

教職員の資質・能力・人権意識を向上させ、教育内容の充実及び学校園の推進体制の整備・強化を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人権教育活動事業	人権教育研究団体の育成を図る。人権教育の充実・拡大を図る。	高槻人権教育研究協議会の活動を支援する。人権教育研究校を委嘱し、その成果を他校へ拡大する。	指導課	実施				
研修指導事業	さまざまな教育課題の解決に向け、教職員の資質向上を図り、指導力や実践力を高める。	各校における校内研修を支援する。	指導課	実施				
教職員研修事業	さまざまな学校教育課題を解消するために、教職員の資質向上を目指した研修を実施する。	年間を通じて、340回程度実施する。	教育センター	実施				

【課題別施策5】家庭・地域との連携

【課題別施策】家庭・地域との連携(所管課：指導課)

地域社会で子どもを育てる意識を広げるため、開かれた学校園づくりを推進します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
学校教育自己診断	学校教育活動に関する説明責任を果たし、開かれた学校運営を図る。	学校が保護者や児童生徒等に学校教育活動に関する意見を求め、その反映を図る。	指導課	実施				
学校評議員	学校教育活動について、地域住民の理解を得ることにより、学校がより自主的、自立的に特色ある教育活動を推進する。	学校評議員を委嘱し、校長が学校教育活動に関する意見を求め学校運営の参考とする。	指導課	実施				
地域教育協議会	地域社会・家庭・学校が一体となった教育活動をより活性化し、総合的な教育力の向上を図る。	各中学校区地域教育協議会に事業委託をするとともに、連絡会等を充実し、情報交流を深める。	指導課	実施				
子育て支援事業	保育所・幼稚園・小学校間の連携強化や保護者同士の交流の拡大、保護者の教育力向上等を図る。	保・幼・小連携、幼稚園の地域開放、子育て相談等を支援する。	指導課	実施				

【基本的方向】社会教育における人権学習の推進

【課題1】人権学習の充実・推進

すべての人が人権に関する基本的な知識や考え方を習得するとともに、人権を感覚として身につけるため、社会教育活動を通じて、さまざまな手法の効果的な人権に関する学習機会を充実・推進します。

【課題別施策1】人権啓発講座等の実施

【課題別施策】人権啓発講座の実施(所管課：社会教育課)

保護者・市民一人ひとりが日々の生活の中で人権問題について関心を高めるため、受講者参加型学習方式など多様な学習機会と内容を創造します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人権教育講座	保護者・市民の人権意識を高め、指導者育成に努める。	Aコース、Bコースとしてそれぞれ4回程度の連続講座を開催し、人権意識を深めていく。	社会教育課	実施				

ほな行こか、町のちっちゃな映画館	保護者・市民の手による自主運営を目指し、日常生活の中で人権の大切さを理解し、人権意識を高めていく。	公民館、社会教育団体と共催し、公民館を映画館として年6回程度開館する。	社会教育課	実施				
------------------	---	-------------------------------------	-------	----	--	--	--	--

【課題別施策】 公民館人権講座・教室の実施(所管課：公民館)

市民の人権意識の高揚を図るため、受講者参加型学習方式なども含めて人権講座を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
公民館人権講座・教室の実施	すべての公民館で計画的に人権講座を開催し、人権意識の高揚に努める。	市人権啓発指導員を講師として人権講座を実施する。	公民館	実施				

【課題別施策】 地区コミュニティと連携した人権講座の実施(所管課：公民館)

差別や偏見をなくす自主的な活動の促進とネットワークづくりを図るため、地区コミュニティと連携し、人権講座を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
地区コミュニティと連携した人権講座	生涯学習の中に人権学習を位置づけることにより、差別や偏見をなくす自主的な活動のネットワークづくりを図る。	校区人権協との共催により人権講座を実施する。	公民館	実施				

【課題別施策】 公民館を中心とした人権啓発事業の実施(所管課：公民館)

効果的、効率的な人権啓発事業を展開するため、施設間の連携を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
公民館を中心とした人権啓発事業	公民館を中心とした地域の施設間で連携をとり、効果的、効率的な人権啓発事業を実施し、参加者の人権意識の高揚を図る。	公民館等を拠点に活動している人権啓発指導員と連携をとりながら実施する。	公民館	実施				

【課題別施策2】 情報提供活動等の充実

【課題別施策】 情報提供活動(所管課：社会教育課)

保護者・市民一人ひとりが日々の生活の中で人権問題について関心を高めるため、さまざまな情報を提供します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
「たかつき教育だより」による啓発	保護者・市民に身近な人権の話題を提供し、啓発を行う。	教育だよりの「みんなで学ぼう」欄を有効に活用する。	社会教育課	実施				

保護者用啓発冊子の計画的・継続的作成と活用	さまざまな人権課題を保護者・市民が手軽に学習する資料として編集・発行する。	年度毎に現代的課題にあった1テーマを選定する。冊子は幼・小・中等の保護者に配布する。	社会教育課	実施				
視聴覚教材の購入・活用	保護者・市民が手軽に利用できる教材を提供し人権問題について関心を高める。	映画フィルム、ビデオ、スライドの貸出をする。	社会教育課	実施				

【課題別施策】 図書館活動による人権学習支援(所管課：図書館)

市民が自らの人権について学べるよう、関連図書 の 充実 と テーマ展示 を 実施 します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人権関連図書 の 充実 と テーマ展示	人権関連図書を充実するとともに、テーマを決めて図書等を展示することで人権意識の高揚を図る。	人権関連図書の収集を図り、特設コーナーを設置し、人権にかかる図書やチラシ・パネル・写真等の展示を行う。	中央・天神山・小寺池・芝生・阿武山図書館	実施				

【課題別施策3】 社会教育団体等の支援

【課題別施策】 社会教育団体の支援(所管課：社会教育課)

人権問題に対する正しい認識を深め、その解決に向けての態度・技術を培うため、PTAなどの社会教育関係団体の活動を支援します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
単位PTA人権問題学習会	人権を大切にしたい子育てと保護者の人権問題への関心と理解を深める。	各単位PTAで実施する。	社会教育課	実施				
中学校区PTA人権問題学習会	中学校区学習会として単位PTAが共催で実施することにより、PTA間の連携を作り、学習活動の輪を広げる。	中学校区で実施する。	社会教育課	実施				
市PTA人権問題学習会	単位PTA人権問題学習会、中学校区人権問題学習会のまとめとして実施する。	市PTA協議会と共催で実施する。	社会教育課	実施				
PTA指導者研修会	指導者としてさまざまな人権課題に対して関心と理解を深める。	単位PTAの役・委員を対象に、PTA指導者研修会として実施する。	社会教育課	実施				
社会教育関係団体等の支援	地域社会に根付いた団体として人権意識が高まるよう支援し、指導者育成に努める。	学習会の開催並びに映画会等の支援。	社会教育課	実施				

【課題別施策】人権啓発推進市民組織の支援(所管課：社会教育課)

人権尊重をまちづくりの基本に位置づけて活動している、人権啓発推進市民組織の支援に努めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人権啓発推進市民組織の支援	人権啓発推進市民組織に対して学習活動を支援し、指導者育成に努める。	総会記念講演会、一日研修会、映画会等を支援する。	社会教育課	実施				

【課題別施策4】家庭教育の推進

【課題別施策】家庭の教育力向上(所管課：社会教育課)

家庭及び地域の教育力の向上を図り、より豊かな家庭・社会づくりを目指すとともに、子どもの人権が尊重された子育てが行われるよう支援します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
学び舎ネット学習会の支援	家庭及び地域の教育力向上を目指すとともに、自主学習の分野に人権の視点を浸透させる。	各学び舎ネット開設校で実施する。	社会教育課	実施				
学び舎ネット運営委員研修会の開催	各運営委員の人権意識の高揚を図り、指導者育成に努める。	学び舎ネット運営委員を対象に人権学習会を実施する。	社会教育課	実施				

【課題別施策】親子交流で学ぶ人権学習(所管課：青少年交流室)

親子の交流を図るとともに、人権意識の高揚を図るため、親子の参加・体験講座等を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
親子で学ぶ講座の開設	親子で参加できる講座によって、親子の交流を通して、子育て学習を推進する。	親子交流事業の実施に努める。	青少年交流室	実施				
子育てサークルの育成	子育ての場を提供することによって、子育てサークルの育成に努める。	子育ての場の提供及び相談業務を行う。	青少年交流室	実施				

【課題別施策5】多文化共生・国際理解教育事業等の推進

【課題別施策】多文化共生・国際理解教育事業の推進(所管課：青少年課他)

多文化共生の形成に向けて、地域社会が多国籍化・多民族化する状況の中で、言語の多様化への対応とともに、地域での異文化交流を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
日本語識字学級の実施	在日韓国・朝鮮人の一世を対象に日本語の識字学級を開講し、日本語の習得を図る。	週2回、青少年課分室で実施する。	青少年課	実施				
	【新規】多文化共生社会を目指し、在日外国人に対して教室を開講する。	高槻市国際化施策推進基本指針の策定に合わせて実施に向けて検討を行う。	市長部局・教育委員会との共管事業として所管課決定	研究	検討	実施		
地域子ども会の実施	在日外国人の小・中学生を対象に、教科の補習やレクリエーション活動を実施し、学力の充実と子どもたちの交流を図る。	週3回、磐手公民館、青少年課分室、柱本団地集会所で実施する。	青少年課	実施				

【課題別施策6】スポーツ振興による人権啓発の推進

【課題別施策】スポーツ振興による人権啓発の推進(所管課：スポーツ振興課)

さまざまな年齢や立場の人とのふれあいの場をつくり、人権尊重の相互理解を深めるため、市民と協働しながら、生涯スポーツ社会づくりを目指します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
生涯スポーツの促進	すべての人がそれぞれの条件に応じて、スポーツに親しみ、人とのつながりができるようスポーツ振興を推進する。	総合型地域スポーツクラブをはじめとする市民との協働事業を進める。	スポーツ振興課	実施				
障害者スポーツの振興	障害者スポーツ懇話会を中心に多様な取組みを推進する。	ふれあいプールレクリエーションやふれあいレクリエーションスポーツの集いの開催、年2回「障害者とスポーツ」を発行する。	スポーツ振興課	実施				

【課題別施策7】図書館活動による障害者支援

【課題別施策】図書館活動による障害者支援(所管課：図書館)

障害者の社会生活を支援するため、情報提供や窓口相談を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
視覚障害者への支援	対面朗読サービスにより情報提供に努める。	視覚障害者のための図書館対面朗読室等においてボランティアによる朗読を実施する。	中央・小寺池・芝生・阿武山図書館	実施				
来館が困難な障害者への支援	図書館の資料を無料で郵送し、情報提供に努める。	点字図書、墨字図書、カセットテープ、DAISY（デジタル音声情報システム）図書を郵送により貸出す。	中央・天山・小寺池図書館	実施				
DAISY（デジタル音声情報システム）図書の製作	視覚障害者のためのカセットテープに代わるDAISY図書の製作を行う。	音訳ボランティアグループにより実施する。1タイトルをおおむね1枚のCDに収録する。	小寺池図書館	実施				

【課題別施策 8】 青少年の健全育成

【課題別施策】 青少年指導者に対する人権啓発の推進(所管課：青少年課) 青少年指導者に対して人権研修を実施し、人権啓発を推進します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
青少年指導者に対する人権研修の実施	青少年指導者に対し、人権研修を実施することにより、人権意識の高揚を図る。	研修プログラムに定期的、継続的に人権研修を取り入れ実施する。	青少年課	実施				

【課題別施策】 青少年の健全育成(所管課：青少年交流室)

人権の大切さを学ぶことにより、青少年の健全育成を図るため、各種参加体験型講座・教室を開催します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
地域社会における青少年の育成	人権をベースとした各種講座・教室を開催することにより、青少年の健全育成に努める。	時代のニーズに合った青少年が参加しやすい講座の開設に努める。	青少年交流室	実施				

(2) 人権啓発

「人権教育のための国連 10 年高槻市行動計画」を継承し、「あらゆる人々が理解と寛容と友好関係を深め、人権の尊重と確立を日常の行動規範とする文化、すなわち人権文化の創造」に向けて、市民一人ひとりが、人権問題を自分のこととして捉え、人権尊重の理念が日常生活の中にいきづく、豊かな人権感覚を育てていくための人権啓発を効果的に行います。

ア 現状

第 4 回人権意識調査の結果並びに「人権教育のための国連 10 年高槻市行動計画」の総括を行ってきた中で、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、在日外国人などそれぞれの人権課題ごとに明らかになった人権意識の現状と課題などとともに、人権教育・人権啓発に関しての課題なども明らかになっており、その詳細については、第 2 章において説明しています。そこで、特に、人権教育・人権啓発に関して具体的に述べると、地域メディアが果たす役割について低い評価を下している現状や、地域メディアの弱さが特に若年層に顕著であることなどが明らかとなっています。

また、学習者にとって新鮮な内容は高い学習効果をもたらすことから、人権・差別問題についての学習の感想についての回答の中で、「さらに学習したいと思った」と答える市民がわずか 2.1%にとどまる現実です。これまで行われてきた人権学習が、学習意欲そのものをどれほど活性化するものであったのか、あるいは成人・高齢期の学習者のニーズに十分こたえるものであったのかなどの再検討が求められています。

さらに、従来の人権啓発の多くは、著名人や学識経験者による講演会・研修会などであり、人権に関する知識や情報を伝える点では一定の効果がありましたが、情操や感性に訴えて日常生活の中で生かされるような深まりが十分ではなく、自分自身の課題として受けとめられていないなど、その内容・方法に課題があると指摘されています。

また、人権啓発推進協議会の活性化に向けての支援並びに人権啓発指導員の地域啓発活動の充実などと併せて、市民自らが、人権問題を自分の問題として捉えるため啓発事業を企画し、市民が市民に参加の呼びかけを行うなど、市民が主体的に啓発事業を推進していくことが求められています。

イ 施策展開の基本的考え方

人権啓発を進めていくには、人権問題を鋭く捉える感性や日常生活の中で態度や行動に現れる人権感覚を体得するという参加型の啓発手法や、市民の年齢層・生活様式に応じた啓発手法等の検討を行います。

また、市民が啓発事業を主体的に推進することや啓発事業に参加・参画することができるいろいろな機会の活用・拡充、啓発機会や情報提供の充実を図るなど、日常の活動の中で主体的に人権問題に取り組むことができる環境づくりを進めるとともに、市民・企業などが実施する啓発や研修に対しても協力・支援に努めます。

さらに、人権侵害を受け、あるいは受ける可能性のある個人の力を強化していくことも非常に重要であることから、そうした個人から、現状を変えていこうとする自発的活動を引き出し、個人の発意を側面から援助し、その活動を支援していくことも基本的な考え方の一つに置いた啓発に努めます。

人権啓発は、市民一人ひとりの心のあり方に密接にかかわる問題でもあることからその自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意しながら啓発活動を展開します。

ウ 施策の体系

基本的方向	課題	課題別施策
市民・企業等への啓発	市民への啓発	講演会・講座等による啓発行事
		系統的学習の設定
		課題別人権施策・啓発事業の推進
		視聴覚教材による啓発
		啓発リーフレット作成等の情報提供の充実
		効果の確保
	企業への啓発	事業主などに対する啓発
	啓発手法の工夫	メディアにおける啓発方法の多様化
	行政内部での連携	庁内組織の活性化
各種団体等の啓発活動への支援	指導者の育成	人権啓発指導者の育成
		人権啓発指導者の手引書の作成
	啓発資料の作成	テキスト等の作成
	啓発活動への支援	市民・各種団体などが行う啓発活動への協力・支援

【基本的方向】市民・企業等への啓発

【課題1】市民への啓発

人権問題を自分の問題として捉えられるよう、市民の年齢層や生活様式に応じた効果的な啓発事業を行うとともに、人権に関する情報の提供を行います。

【課題別施策1】講演会・講座等による啓発行事

【課題別施策】人権講演会等の実施(所管課：富田ふれあい文化C)

人権を尊重する市民意識の形成を図るため、市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる人権講演会・映画会やパネル展示などを実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人権講演会・映画会の開催	講演会・映画会等により、市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりとして実施する。	人権問題等に取り組んでいる講師による講演会や、人権関係の映画を上映する。	富田ふれあい文化センター	実施				
啓発パネルの常設展示	パネル等を利用して来所者に対して人権啓発を行う。	センターの各階の空間を利用して、人権関係のパネル展示を行う。	富田ふれあい文化センター	実施				

【課題別施策】男女共同参画社会の形成促進(所管課：男女共同参画課)

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会等あらゆる分野において、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、啓発や情報提供等の取組みを推進します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
「女と男のつどい」の開催	男女共同参画社会の形成を促進するために必要な情報提供及び啓発事業を行う。	6月の男女共同参画週間に実施する。(講演会と分科会)	男女共同参画課	実施				

【課題別施策】啓発活動の促進(所管課：障害福祉課)

市民の障害者への理解と認識を深めるため、ノーマライゼーションの理念の普及に努めるとともに、さらに人権擁護と啓発に取り組めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
「福祉展」の実施	障害者への理解と認識を深めるとともに「障害者の日」の周知を図る。	12月9日の障害者の日の周知を図るため障害者福祉センターにて「福祉展」を開催する。	障害福祉課	実施				

【課題別施策】市民への啓発(所管課：障害者福祉C)

障害者の社会参加の促進や自立を支援するため、講演会や講座を開催します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
福祉講演会	障害者の社会参加、社会的自立の促進及び個別の課題や取り組みなどをテーマに障害者が自ら学習し、研鑽に努めるとともに市民への理解を深める。	事業のプランニングから各関係団体の代表者で構成する委員会の参加型運営(自主運営)により実施する。(春・秋2回)	障害者福祉センター	実施				

【課題別施策】偏見等の解消のための啓発(所管課：保健予防課)

エイズなど感染症に対する偏見や差別意識を解消するため、正しい知識の啓発と予防行動の普及を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
【新規】感染症予防対策事業	エイズなど感染症への正しい理解を深めるとともに、具体的な知識と予防行動の普及を図る。	エイズなど感染症の予防講座、予防キャンペーンを実施する。	保健予防課	実施				

【課題別施策】精神障害者への理解促進(所管課：保健予防課)

精神障害者が地域活動に参加するための環境づくりを行うため、こころの病・障害についての各種講座を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
【新規】精神障害者理解促進事業・精神保健市民講座	こころの病・障害についての理解を深めることにより、精神障害者が地域活動に参加するための環境づくりを行う。	地域住民、民生委員等を対象に、講座を開催するとともに、市民向けの啓発を実施する。	保健予防課	実施				

【課題別施策2】 系統的学習の設定

【課題別施策】 課題別の学習講座(所管課：人権室)

さまざまな人権問題への理解を深めていくため、共催団体の連携を強化する中で、課題別に学習会を開催します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人権ネットワーク講座の開催	さまざまな人権問題への理解を深めていくため系統的な学習機会を設定する。	企業等共催団体との連携を強化し、課題別の人権問題について学習会を開催する。	人権室	実施				

【課題別施策3】 課題別人権施策・啓発事業の推進

【課題別施策】 国際化施策の推進(所管課：人権室他)

国際化の進展が地域レベルで広がりを見せる中、さまざまな文化、習慣、価値観の違いを認め合い国籍や民族的・文化的背景に関係なく、ともに地域を支えあう豊かで活力ある多文化共生の地域社会の実現に向け、国際化施策推進基本指針を策定します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
【新規】高槻市国際化施策推進基本指針の策定	外国籍市民と同じ地域住民として共生していくため、基本指針を策定する。	庁内関係課及び人権啓発幹事会等において検討。指針策定を人権施策推進審議会に諮問。パブリックコメントにより市民の意見を聴取する。	人権室他	検討	策定着手	策定		

【課題別施策】 子どもの社会参加の推進(所管課：人権室他)

子どもの権利を守り、子どもの成長と自立を支援することを基本姿勢として、子どもの権利についての理念とその普及、家庭・学校・施設・地域など子どもの生活の場での権利保障、子どもの参加や救済のしくみなどを内容として、未来を担う子どもたちにできる限り自分の意見を表明し社会参加する機会を保障するため、子どもの権利条例を制定します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
【新規】子どもの権利条例の制定	子どもたちの幸せの実現に向けた取組みの実効性を高めるため、子どもの権利条例を制定する。	庁内関係課及び人権啓発幹事会等において検討。条例策定を人権施策推進審議会に諮問。パブリックコメントにより市民の意見を聴取する。市議会の可決後、施行する。	人権室他	調査・研究	検討	制定		

【課題別施策】男女共同参画社会の早期実現に向けた取組み(所管課：男女共同参画課)

「たかつき男女共同参画プラン」の実効性を高め、男女が互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の早期実現を図るため、男女共同参画基本条例を制定します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
【新規】 (仮称)男女共同参画基本条例の制定	男女共同参画社会の指針となるべき理念をはじめとした基本的な事項を明らかにする。	男女共同参画審議会に条例案を諮問する。パブリックコメントにより市民の意見を聴取する。市議会の可決後、施行する。	男女共同参画課	制定				

【課題別施策】男女共同参画社会の形成促進(所管課：男女共同参画課)

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会等あらゆる分野において、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、啓発や情報提供等の取組みを推進します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
男女共同参画を推進するための講座や教室の開催	男女共同参画社会の形成を促進するために必要な情報提供及び啓発事業を行う。	女性センターへの委託事業又は補助事業により、各種の啓発講座等を開催する。	男女共同参画課	実施				

【課題別施策4】視聴覚教材による啓発

【課題別施策】視聴覚教材による啓発(所管課：人権室)

市民及び職員など利用者の人権・平和についての理解を深めるため、人権・文化啓発コーナーに人権・平和に関する図書・ビデオ等を設置します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人権・文化啓発コーナーの充実	人権・平和について幅広い層に啓発を図る。	図書、ビデオ等の充実に努める中で、コーナーのPRを図り利用及び貸出しを行う。	人権室	実施				

【課題別施策5】啓発リーフレット作成等の情報提供の充実

【課題別施策】啓発リーフレットによる啓発活動(所管課：人権室)

人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、市民・ボランティア団体等の人権的な活動内容などを紹介する啓発リーフレットを市民の参画のもとに作成します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人権広報紙の全戸配布	市民・団体等の草の根的な活動の紹介記事を通して、人権についての理解を深める。	市民参加のもと紙面を作成し、全戸に配布する。	人権室	実施				

【課題別施策】 情報発信事業(所管課：富田ふれあい文化C・春日ふれあい文化C)
 人権啓発を図るため、地域情報紙やインターネットを利用して、さまざまな情報の
 発信に努めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
地域情報誌「棧」の発行	人権啓発や地域施設の事業等の情報を発信する。	地域施設職員で編集・印刷を行い、センター周辺に3,000部を配布する。	富田ふれあい文化センター	実施				
インターネットによる情報発信	インターネットのホームページを利用して、人権啓発や地域の情報を発信する。	センターのホームページを開設し、毎月更新する。	富田ふれあい文化センター	実施				
地域情報紙の発行	地域内施設が適切な事業が実施できるよう施設の役割・機能・行事・事業内容について地域住民に周知を図る。	小学校区に自治会を通じて配布する。	春日ふれあい文化センター	実施				

【課題別施策】 男女共同参画社会の形成促進(所管課：男女共同参画課)

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会等あらゆる分野において、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、啓発や情報提供等の取組みを推進します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
情報誌「ウーマンズ・アイ」の発行	男女共同参画社会の形成を促進するために必要な情報提供及び啓発事業を行う。	国、府、市の動き及び女性センターの行事予定等を中心に掲載し、年2回発行する。	男女共同参画課	実施				
広報紙への啓発記事の掲載		主に市の動きや時事問題に即した情報を、特集やコラムとして掲載する。						

【課題別施策】 啓発活動の促進(所管課：障害福祉課)

市民の障害者への理解と認識を深めるため、ノーマライゼーションの理念の普及に努めるとともに、さらに人権擁護と啓発に取り組めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
「障害者(児)福祉のあらまし」の発行	障害者施策を紹介し、制度の理解と利用の促進を図る。	冊子を発行し、必要に応じ窓口で配布する。	障害福祉課	実施				

【課題別施策】情報の発信(所管課：障害者福祉C)

市民及び関係者の社会参加を積極的に促進するため、センター及び関係団体の事業展開・運営・活動状況などを紹介し、情報の提供に努めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
情報誌「ゆうあい たかつき」の発行	障害者を取り巻く諸課題について正しい理解と認識を深めるため冊子を発行する。	各方面からの投稿協力を得て、年2回(4月・10月、各回1,350部)発行する。	障害者福祉センター	実施				
センター案内「ゆう・あいセンター」の配布	施設の案内用パンフとして解かりやすく紹介する。	事業の概要、障害福祉情報の提供など障害福祉活動の場としての施設の位置付けを明らかにする。	障害者福祉センター	実施				

【課題別施策】生活支援情報の提供(所管課：人権室他)

在日外国人が、安心・快適な生活を送れるよう、よりきめ細やかな情報提供として高槻版「生活必携」を作成します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
【新規】日常生活案内パンフレットの作成	文化の違いを理解し、在日外国人との共生を図るため、日常生活関連情報の提供を行う。	庁内関係課及び人権啓発幹事会などで研究し、作成する。	人権室他	研究	作成			

【課題別施策6】効果の確保

【課題別施策】効果の確保(所管課：人権室)

人権課題の解消に向けた効果的な施策の推進に向け、市民の人権意識の現状や啓発のあり方を探るため、人権意識調査を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人権意識調査	市民の人権意識の現状や啓発のあり方を探るための人権意識調査を実施する。	本計画の中間年の見直し時に実施する。	人権室				準備	実施

【課題別施策】施策指標の検討(所管課：人権室他)

市民の満足度なども考慮し、施策の達成度を評価するため、わかりやすい施策指標の研究・開発の検討を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
【新規】施策指標の研究・開発	施策の達成度を評価できる、施策指標の研究・開発を行う。	人権啓発幹事会において、施策指標の研究・開発を行う。	人権室他	研究	開発			

【課題2】企業への啓発

人権施策の基本理念を社会に広く定着させるため、社会経済の中心的な担い手である企業に対して、効果的な啓発事業を行います。

【課題別施策1】事業主などに対する啓発

【課題別施策】企業等における人権啓発の推進(所管課：労働福祉G)

市内の公正採用選考人権啓発推進員設置事業所で組織する「高槻地区人権推進員企業連絡会」の活動に対しさまざまな支援を行い、連絡会の活性化を図るとともに、企業における就労者の人権意識の高揚を図るため、各種事業を展開します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
事業主への啓発	事業主を対象とした人権啓発を行い、企業における人権意識の高揚を図る。	事業主、人事労務担当者を対象とした「人権啓発講演会」を開催する。	労働福祉G	実施				

【課題別施策】就職困難者等の就労促進(所管課：労働福祉G)

働く能力・意欲がありながら、年齢、身体・知的・精神等の障害及び家族構成並びに出身地などにより、就労をさまたげるさまざまな阻害要因を有するため、雇用就労を実現できていない、いわゆる就職困難者等の雇用・就労の促進を図るため、各種事業を展開します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
障害者雇用促進啓発事業	市内企業の人事担当者等を対象に雇用促進の啓発を行う。	啓発講演会を実施する。	労働福祉G	実施				

【課題3】啓発手法の工夫

情報化社会が進展する中、効果的な啓発活動を行うため、マスメディアの活用など、多様な啓発手法の工夫を行います。

【課題別施策1】メディアにおける啓発方法の多様化

【課題別施策】啓発方法の多様化(所管課：広報課他)

情報化社会が進展する中、効果的な啓発活動を行うため、地域メディアが担う役割の重要性を踏まえ、啓発方法(媒体)の多様化を進めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
「広報たかつき」による啓発	広報紙による啓発を進める。	市の広報紙において、必要に応じて特集などを組み、啓発する。	広報課	実施				
市提供広報番組による啓発	CATVによる啓発を進める。	市の行政番組で必要に応じて特集などを組み、映像による啓発を行う。	広報課	実施				

TCNとの連携による啓発	CATVによる啓発を進める。	TCNと連携し、お知らせやニュース、記録映像などで常に啓発に努める。	広報課 他	実施				
インターネットのホームページによる情報発信	インターネットによる啓発を進める。	新しい情報発信の手段として積極的に利用し、タイムリーで内容の濃い啓発を行う。	広報課 他	実施				

【課題4】行政内部での連携

人権施策の効果的な推進を図るため、庁内の横断的な組織である人権擁護推進本部、調整委員会、人権啓発幹事会などの組織の活性化を図ります。

【課題別施策1】庁内組織の活性化

【課題別施策】行政内部での連携の強化(所管課：人権室)

行政内部での連携の強化を図るため、人権啓発幹事会や人権擁護推進本部などで人権課題に対する協議や情報交換を行うとともに、人権室の調整機能を一層強化します。

また、国際化や少子・高齢化など、新たな課題に適切に対応するために、担当窓口の整備が求められている分野もあり、今後とも現行体制の見直しをも含めて検討を行い、組織体制の整備を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人権擁護推進本部などの組織の活性化	人権擁護推進本部・調整委員会・人権啓発幹事会などの充実を図る。	定期的に入権啓発幹事会などを開催し、よりきめ細かな協議や情報交換などを行う。	人権室 他	実施				
	【新規】組織体制の整備を図る。	組織体制について検討を行う。		研究	検討	整備		

【基本的方向】各種団体等の啓発活動への支援

【課題1】指導者の育成

各種団体等の中で行う啓発活動を支援するため、人権啓発の指導者を育成します。

【課題別施策1】人権啓発指導者の育成

【課題別施策】リーダーの育成(所管課：人権室他)

各種団体等の中で行う啓発活動を支援するため、各種団体等からの代表者等を対象に入権啓発リーダーの育成を図る講座を開催します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人権啓発リーダーの育成	各種団体等の中できめ細かい啓発活動が行えるよう、人権啓発リーダーを育成する。	各種団体等からの代表者等を対象に、人権啓発指導員の講師によるリーダー育成講座を実施する。	人権室 他	実施				

【課題別施策 2】 人権啓発指導者の手引書の作成

【課題別施策】 手引書の作成(所管課：人権室他)

各種団体等が行う啓発活動を支援するため、人権啓発リーダーが使用できる手引書等を作成します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
【新規】 人権啓発指導者の手引書の作成	人権啓発リーダーの活動支援のため、手引書を作成する。	人権啓発指導員及び関係課で手引書を作成する。	人権室他	実施				

【課題 2】 啓発資料の作成

各種団体等が行う啓発活動を支援するため、人権問題の研修等で使用できる資料を作成します。

【課題別施策 1】 テキスト等の作成

【課題別施策】 人権啓発資料の作成(所管課：人権室他)

各種団体等が行う啓発活動を支援するため、研修・講習会で使用するテキストを作成します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
【新規】 人権啓発テキストの作成	研修・講習会で使用するテキストを作成する。	人権啓発指導員及び関係課でテキストを作成する。	人権室他	実施				

【課題 3】 啓発活動への支援

市民・人権関係団体・地区コミュニティ組織・NPO・企業などが主体的に行う啓発事業等を促進するため、団体などに対して、協力・支援を行います。

【課題別施策 1】 市民・各種団体等が行う啓発活動への協力・支援

【課題別施策】 地域での学習及び啓発活動(所管課：人権室)

地域団体等とのさらなる連携を図るため、高槻市人権啓発推進協議会地区単位会が実施する学習会及び講座等の啓発活動を支援します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
中学校区地区単位会での学習・ふれあいアップ講座等の支援	地区単位会会員の人権意識の高揚及び地域での草の根による啓発活動の推進を図る。	地域団体等と連携の強化を図り、人権学習会及び講座等を開催するとともに、地区単位会未結成の校区について結成を促す。	人権室	実施				

【課題別施策】 地域社会における学習の支援(所管課：人権室)

校区のPTA・公民館・企業等での地域社会における人権学習等を支援するため、あらゆる場において人権啓発指導員に関する情報を発信するとともに、人権啓発指導員を派遣します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人権啓発指導員による地域啓発	地域社会における学習を支援する。	校区のPTA及び公民館等での活動を中心に地域においての人権啓発を実施する。	人権室	実施				

【課題別施策】 地区コミュニティ組織等における啓発活動の推進(所管課：コミュニティ推進課)

地区コミュニティ組織等での生涯学習、文化・スポーツの活動や各種団体間の連携促進の活動をとおして、人権啓発にかかる取組みが効果的に行われるよう、支援体制を確立し、その推進を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人権講座への支援	地域で取組まれる、人権啓発に関する講座の充実を図る。	各コミュニティセンター等で開催する講座や研修会等において、さまざまな人権啓発のプログラムが取り入れられるよう支援を行う。	コミュニティ推進課	実施				
地域の各種催しを活用した啓発の支援	地域における、各種の催しを活用した、身近な場での人権啓発の機会づくりを図る。	地区コミュニティ組織が開催する文化祭や運動会などの場を活用し、啓発パネル展示等の人権啓発活動の支援を行う。	コミュニティ推進課	実施				

【課題別施策】 高齢者に対する市民の人権意識を高める啓発(所管課：高齢福祉課)

高齢者に対する市民の人権意識を高めるため、高齢者が心豊かに生きる権利や、個人としての尊厳が重んじられる施策を周知することに努めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
福祉講習会への講師派遣	自治会・福祉委員会等が開催する福祉講習会に講師派遣を積極的に行うとともに、高齢者施策・制度等についての情報を提供し、参加者の人権意識の高揚を図る。	随時、講師派遣要請を受け実施する。	高齢福祉課	実施				

(3) 人権研修

行政の仕事はすべてにおいて人権に深い関わりをもつことから、職員(「非常勤職員」も含む。以下、「職員」という。)一人ひとりが、中核市にふさわしい国際的視点に立った人権感覚を身に付け、人権に配慮した職務が遂行できるよう、職員研修等を充実します。

ア 現状

新規採用職員研修をはじめとして、公務に携わる職員として常に人権感覚を磨くため、体験学習などを取り入れた体系的な研修や年間を通じた職場研修の中で、人権意識の向上を必須の課題の一つとして捉えた研修などを計画的に実施しています。

このような中、人権に関する取組みは、人権担当部課だけのものではなく、すべての部課で取組むものであるという意識を全職員に徹底させ、「自分の仕事を通じて、どうすれば人権擁護に寄与できるか」ということを考える積極的な意識を持った職員の養成が求められています。

イ 施策展開の基本的考え方

職員は職務の遂行において、市民の人権に深く関与することが多く、職員の人権意識の向上が重要であり、体系的な人権研修とともに、日常の業務に即した各職場における人権研修の実施や人権に配慮して職務を進められるよう、手引となる研修マニュアル並びに職務マニュアルを作成します。

また、中核市へ移行したことに伴い、市において実施する保健所業務など、特に、人権に深い関わりをもつ業務に従事する保健衛生・福祉専門職員等に対しても人権研修の充実に努めます。

ウ 施策の体系

基本的方向	課題	課題別施策
職務に応じた人権研修等	職務分野ごとの研修	職員の人権研修の充実
		福祉等専門職員の人権研修の充実
	指導者の養成	研修指導者の養成
人権に配慮した職務の遂行	職場ごとのマニュアル作成	人権に配慮した接遇マニュアルの作成

【基本的方向】職務に応じた人権研修等

【課題1】職務分野ごとの研修

職員等が人権施策の基本理念を理解し、その意識が行動や態度に現れるよう、それぞれの職務分野ごとに人権研修を実施します。

【課題別施策1】職員の人権研修の充実

【課題別施策】個人情報保護制度の職員研修(所管課：市民情報課)

情報化社会の進展により、多くの利便と豊かさがもたらされているが、一方、個人情報的大量流出事件や、インターネット上での個人に対する誹謗中傷など、プライバシーにかかわる問題が発生しているため、職員に個人情報保護を周知徹底するため、研修を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
個人情報保護制度の職員研修	プライバシー保護の観点から、個人情報保護制度の周知徹底を図るため、職員研修を実施する。	毎年1回、個人情報保護条例の運用状況に基づき、担当職員が講師となって、実務研修を実施する。	市民情報課	実施				

【課題別施策】人権研修の実施及び人権研修マニュアルの作成(所管課：職員研修所・人権室)

人権に関する体系的な人権研修を通じて、人権に対し積極的な意識をもった職員を養成するため、各種研修会を実施するとともに、人権研修マニュアルを作成します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人権施策を学ぶ講座	主任級職員を対象に、人権にかかわる本市の具体的な施策の現状と課題を学ぶための連続講座を開催する。	各職場のリーダーである新任主任職員を対象に実施、すべての職種に拡大している。具体的な施策と課題について学ぶ。	職員研修所	実施				
階層別研修	新規採用職員等研修において、人権にかかわる基礎知識と人権感覚を学ぶ。	新規採用職員等研修でブライندوقォークや車椅子体験、リバティおおさかの見学等体験学習を取り入れる。	職員研修所	実施				
職場人権研修	職場単位で、相互啓発を行う機会として、課長級職員が中心となって職場人権研修を実施する。	職場研修の中で人権意識の向上を必須の課題として捉え、年間を通じて計画的に実施する。	職員研修所	実施				
【新規】人権研修マニュアルの作成	職場単位で実施する職場人権研修に使用するため、人権研修マニュアルを作成する。	職場での人権研修において、研修マニュアルの使用により、統一かつ効果的な実施を図る。	職員研修所・人権室	実施				

【課題別施策2】福祉等専門職員の人権研修の充実

【課題別施策】人権保育の充実・推進(所管課：保育課)

子育て環境に課題を抱え、子どもの人権に視点をおいた保育活動が求められる社会状況にあって、人権保育基本方針に基づく人権保育を実践するにあたり、当該内容を周知するとともに、基本的な人権意識を高揚させるため、職員研修を充実します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
職員研修の充実	人権保育基本方針の周知を図り、当該方針に沿った人権保育を実践し、推進するため、研修を充実させる。	全職員を対象とする人権全体研修の実施、大阪保育子育て人権情報研究センター主催の人権講座への積極的な参加並びに人権保育実践のための人権保育研修を年齢別グループに分けて、それぞれ計画的に行う。	保育課	実施				

【課題別施策】高齢者に対する市民の人権意識を高める啓発(所管課：高齢福祉課)

高齢者に対する市民の人権意識を高めるため、高齢者が心豊かに生きる権利や、個人としての尊厳が重んじられる施策を周知することに努めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
ホームヘルパー人権研修	ホームヘルパー養成研修を実施する中で、高齢者施策・制度等について情報の提供を行い、参加者の人権啓発につなげる。	(福)高槻市社会福祉事業団に委託(7月実施)して実施する。その他の講習会でも随時講師派遣要請を受け、実施する。	高齢福祉課	実施				

【課題2】指導者の養成

各職場で人権啓発や積極的な研修会等が実施できるよう、職場ごとの研修指導者を養成します。

【課題別施策1】研修指導者の養成

【課題別施策】人権研修の実施(所管課：職員研修所)

人権に関する意識を体系的な人権研修を通じて、職員に徹底し、人権に対し積極的な意識をもった職員を養成するため、各種研修会を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人権意識研修	課長級職員を対象に、職場単位での人権啓発や研修のリーダーとしての基礎知識と啓発方法を学ぶ。	「新任課長級研修」「所属長等人権研修」として実施する。具体的に、人権啓発指導員の講義や、リバティおおさかの見学を行う。	職員研修所	実施				

【基本的方向】人権に配慮した職務の遂行

【課題1】職場ごとのマニュアル作成

人権に配慮した職務を遂行するため、職場ごとのマニュアルを作成します。

【課題別施策 1】人権に配慮した待遇マニュアルの作成

【課題別施策 2】待遇マニュアルの作成(所管課：行財政改革推進室)

人権が侵害されたと感じるのは、人と人が直接関わりをもった場合がかなりの部分を占める中、現行の待遇マニュアルを人権に配慮した待遇マニュアルに改訂するため、見直しを行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
【新規】 職場ごとの 人権に配慮 した待遇マ ニュアルの 作成	現行の待遇マ ニュアルを人権 に配慮した待遇 マニュアルに改訂 する。	各課に待遇マ ニュアルの改訂を 要請する。	行財政 改革推 進室	実施				

3 人権擁護・保護機能の充実

市は市民の人権を擁護する使命を担っており、人権が侵害されたり、そのおそれがある人に対し、相談を受ける中で主体的な解決のための助言を行うなど、人権を回復するために、国・府などの機関との密接な連携を図りながら、救済・相談をはじめとする人権擁護体制の充実に向けて、人権擁護・保護に関する施策を展開します。

ア 現状

第4回人権意識調査において、実際に人権侵害に直面したときの対応について聞いていますが、このことを年齢別の集計について見ると、重大な差別発言を黙認することは許されないことと理解はしていても、仕事や地域、家庭の人間関係に巻き込まれ、年上や目上に対して強い主張をしにくい20～40歳代の層では、尻込みする様子が見え、男女別で見ると、女性が人間関係に敏感であり、男性と比べて地位や権力において弱い立場に立たされている現実が浮き彫りとなっています。また、高齢者層についても、人権侵害に対して抗議しづらい立場に置かれ、職場や地域、家庭の中で他人の行動について口を出すことは厭わなくても、いざ自分のこととなると大変弱い立場に置かれる状況が明らかとなっています。特に、女性問題に関して、人権侵害などについて、その受ける可能性も含めて、そうした状況にある個人から現状を変えていこうとするプライベート・イニシアティブを引き出していくことの重要性について指摘がなされています。さらに、今回の意識調査の結果から、年齢が高くなればなるほど「人権問題に詳しい人」「市民団体」「法務局や人権擁護委員」「市役所」などと専門家や専門機関に期待する割合が高く、専門的機関の活動が重要な位置にあることがわかります。一方で、公的機関に相談しない理由としてあげられているのが、「どこで相談を受けてもらえるかわからない」が最も多く、次いで「支援が得られずに頼りにならない」があがっており、その原因が公的機関による情報提供不足と市民の信頼性とに問題点を有することが明らかになっています。

こうした状況から、女性・子ども・高齢者などの人権に関する相談は個別課題ごとの対応にとどまり、複雑化・多様化する人権問題に迅速かつ総合的に対応することが困難な場合があり、また、人権に関する相談は、相談者の状況により多種多様であり、複雑なケースも多く、対応する職員の人権感覚の研鑽と専門的知識や資質の向上が必要です。効果的な人権擁護・保護施策を講じていくためには、事案に応じた適切な部署・機関に取次ぎを行うことも必要であり、相談機関・保護機関の具体的な連携やNPO等と公的機関との連携・協働が必要とされています。

さらに、市民が簡易に安心して相談や救済の申し立てができる第三者による人権擁護機関の設置を求める声があります。

イ 施策展開の基本的考え方

市は市民の人権を擁護する使命を担っており、国の機関との密接な連携を図りながら、相談をはじめとする人権擁護体制の充実に努めます。現在、実施されている人権・女性・子ども・福祉・教育などの分野ごとの相談については、その適切な情報提供などとともに、的確な助言や指導ができるよう相談員等の資質の向上や相談機能の充実に向けた取り組みを推進します。

さらに、複雑化・多様化する人権問題に対応して、専門機関並びに相談機関相互の連携の強化を図るとともに、機動力や独自の知識・技術などを持つNPO等と連携・協働を図ります。

また、公的な機関のもとでも人権が侵害されることも想定するとともに、公的施設などを含め、施設等の利用者にかかる人権侵害の問題をはじめ、男女平等にかかわる人権侵害、子どもの権利侵害などについて、市民が安心して相談でき、簡便で迅速に対応することができる第三者による人権擁護機関の設置に向けて検討を進めます。

ウ 施策の体系

基本的方向	課題	課題別施策
人権相談体制の充実	人権相談体制の充実	分野別人権相談の充実
		情報提供の充実
		相談員等の資質の向上
		人権ネットワークの構築
擁護・保護機能の充実	権利擁護システムの構築	権利擁護事業の普及と充実
		人権擁護機関の設置
	さまざまな人権課題への支援	難病患者への生活支援
		感染症のまん延の防止
専門機関との協力体制の推進	国・府・NPO等との連携	協力体制の構築
	保健・医療・福祉の各機関の連携	ネットワークの構築

【基本的方向】人権相談体制の充実

【課題1】人権相談体制の充実

人権相談において的確な助言や指導ができるよう、相談員等の資質の向上や各種相談に関する情報提供の充実を図るとともに、複雑化・多様化する人権相談に対応するため、人権ネットワークの構築を図ります。

【課題別施策1】分野別人権相談の充実

【課題別施策】人権相談体制の充実(所管課：人権室他)

各人権分野に関する相談機関の充実を図り、現に人権が侵害されたり、侵害されるおそれがある人に対して、解決のための助言や専門機関の紹介など、人権を回復するための救済・保護に資するため、情報提供の充実に努めるとともに、専門家とクライアントなどの従来の援助形態だけではなく、ピア(仲間、同僚)・カウンセリングなどの形態なども検討を行い、効果的かつ市民が利用しやすい人権相談体制の充実を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
分野別人権相談体制の充実	多様化・複雑化する人権問題に対応するため、市民が利用しやすい人権に関する相談体制の充実を図る。	各個別課題ごとの人権に関する相談体制の充実と必要に応じた保護機関などとの連携を行う。	人権室他	実施				

【課題別施策 2】情報提供の充実

【課題別施策】相談機関等情報提供の充実(所管課：人権室他)

多くの市民が気軽に利用できるよう、各人権分野ごとの相談機関の紹介に努めるとともに、NPO等が実施する専門機関機能の充実に向けて、相談機関等の情報提供を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
相談機関等の情報提供	市民が利用しやすく、安心して相談を受けられることを念頭に置き、人権に関する相談体制の情報提供を行う。	広報紙、インターネットなどを通じて、人権に関する相談体制の情報提供に努める。	人権室他	実施				

【課題別施策 3】相談員等の資質の向上

【課題別施策】相談員等の資質の向上(所管課：人権室他)

相談者の人権問題に的確に対応できるよう、相談員の資質の向上に努めるとともに、NPO等が行っている専門相談等への人材育成等への支援にも努め、民間の相談・保護機関との連携・協働を進めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
相談員等の資質の向上	相談者の人権問題等に対して、的確に対応できるよう相談員の資質の向上に努める。	各種研修会への参加などとともに、各個別課題ごとの人権に関する相談員の連携・協議の場の設定など。また、NPO等の専門相談機関の充実等にも支援するため、要望等に応じた研修会の開催を行う。	人権室他	実施				

【課題別施策 4】人権ネットワークの構築

【課題別施策】人権ネットワークの構築(所管課：人権室)

人権相談が複雑化・多様化する中、各課題を横断する事案に対して迅速・的確に対応するため、人権相談ケースワーク会議を設置し、相談機能の充実を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
【新規】人権相談ケースワーク会議	各課題を横断する事案に対して迅速・的確に対応するため、人権相談ケースワーク会議を運営する。	人権啓発幹事会の関係課で組織した人権相談ケースワーク会議で各事案の内容により対応する。	人権室	実施				

【課題別施策】各機関との連携(所管課：人権室)

複雑化・多様化する人権問題に対応するため、人権相談ケースワーク会議を通じて専門機関並びに相談機関相互の連携の強化を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
法務局・府専門機関・人権擁護委員との連携	複雑化・多様化する人権問題に対応するため、専門機関並びに相談機関相互の連携の強化を図る。	相談内容により、人権相談ケースワーク会議を通じて関係機関との連携を図る。	人権室	実施				

【基本的方向】擁護・保護機能の充実

【課題1】権利擁護システムの構築

高齢者や障害者が自立し、安心して地域生活が送れるよう、権利擁護事業の普及と充実を図るとともに、市民が簡易に安心して相談や救済の申し立てができる第三者による人権擁護機関の設置に向けて検討を行います。

【課題別施策1】権利擁護事業の普及と充実

【課題別施策】一人暮らしの高齢者等への支援(所管課：高齢福祉課)

成年後見制度利用支援事業や地域福祉権利擁護事業が一層充実した制度となるよう、各事業の周知を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な痴呆性高齢者に対して、市長が成年後見等の審判の申し立てを行う。	四親等内の親族がいない痴呆性高齢者等に対して、家庭裁判所に「後見」「保佐」「補助」の開始等の審判の申し立てを行う。	高齢福祉課	実施				
地域福祉権利擁護事業	権利侵害を受けやすい痴呆性高齢者等の権利を擁護し、安心して自立した生活ができるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを行う。	本人・家族・代理人からの相談、申請に基づき社会福祉協議会が実施する。	高齢福祉課	実施				

【課題別施策】地域生活支援施策の充実(所管課：障害福祉課)

障害者の自立を支援するため、自立支援施策として行政が行う福祉サービスの充実に努め、基盤整備と併せて利用者に対する情報提供を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
権利擁護システムの充実	障害者が地域で自立し、安心して生活を送れるよう事業を委託で実施する。	権利擁護事業の利用の促進に努め、関係機関との連携を図る。	障害福祉課	実施				

【課題別施策 2】人権擁護機関の設置

【課題別施策】人権擁護機関の設置(所管課：人権室)

男女平等にかかわる人権侵害や子どもの権利侵害などについて、市民が簡易に安心して相談や救済の申し立てができるよう、第三者による人権擁護機関の設置に向けて検討を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
【新規】 第三者人権擁護機関の設置	市民が簡易に安心して相談や救済の申し立てができる第三者による人権擁護機関を設置する。	人権擁護推進本部、調整委員会、人権啓発幹事会及び庁内関係各課などで検討する。	人権室	調査	検討	設置		

【課題 2】さまざまな人権課題への支援

疾病にかかっている人々の人権が守られ、安心して日常生活を営むことができる社会を実現するため、難病患者への生活支援などの取組みを推進します。

【課題別施策 1】難病患者への生活支援

【課題別施策】難病患者への地域支援対策の推進(所管課：保健予防課)

難病患者の在宅療養を支援するため、難病患者の地域支援対策を推進します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
【新規】 難病患者地域支援対策推進事業	難病患者及びその家族が安心して療養できる環境づくりを推進する。	要支援の難病患者に対し、在宅療養計画の策定・評価を行うとともに、訪問相談、訪問指導等を実施する。	保健予防課	実施				

【課題別施策 2】感染症のまん延の防止

【課題別施策】感染症の予防(所管課：保健予防課)

感染症患者の人権に配慮しつつ、迅速かつ適切な対応を行い、まん延を防止するため、感染症にかかる検査と相談を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
【新規】 感染症予防対策事業	感染を早期に見し、発症予防、二次感染予防を図るとともに、支援体制を確立する。	人権に配慮した相談・検査を実施するとともに、患者・感染者の適切な療養支援を行う。	保健予防課	実施				

【基本的方向】専門機関との協力体制の推進

【課題 1】国・府・NPO等との連携

DVや児童虐待などの被害の発生防止や軽減等、事案に対して適切に対応できるよう、国・府などとの密接な連携の強化を図り、協力体制を構築します。

【課題別施策 1】協力体制の構築

【課題別施策】DVへの対応(所管課：男女共同参画課)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の趣旨に基づき、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護に取り組むため、各機関の連携のもとDV対応連絡協議会を運営します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
DV対応連絡協議会	関係機関・団体等の協力を得て、連携体制を整備して、DV被害者に対して、迅速かつ適切に対応する。	関係機関・団体、庁内関係課により協議会を構成し、情報・意見の交換等を行う。	男女共同参画課	実施				

【課題別施策】児童虐待防止ネットワークの整備(所管課：児童福祉課)

年々深刻な社会問題となっている児童虐待について、虐待の早期発見・早期対応を行うため、高槻市児童虐待防止連絡会議を運営し、児童虐待の防止に向けた取組みを推進するとともに、子どもの健全育成を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
児童虐待防止連絡会議	子どもの虐待を防止し、虐待の早期発見等、児童虐待対策の推進を図る。	児童虐待防止連絡会議及び児童虐待防止連絡調整会議の開催、啓発用リーフレットの作成を行う。	児童福祉課	実施				

【課題 2】保健・医療・福祉の各機関の連携

難病の多様な特徴に対して適切に対応できるよう、各関係機関などとの密接な連携の強化を図り、協力体制を構築します。

【課題別施策 1】ネットワークの構築

【課題別施策】地域在宅難病ネットワークの構築(所管課：保健予防課)

難病患者やその家族等の療養を支援するため、関係機関による地域在宅難病ネットワーク事業を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
【新規】地域在宅難病ネットワーク事業	難病の多様な特徴に対応するために、保健・医療・福祉の各機関連携を深め、患者・家族等の療養を支援する。	関係各機関によるネットワーク会議を開催し、保健・医療・福祉にかかる各種情報を提供し合う。	保健予防課	実施				

4 社会全体での協働による取組みの推進

人権問題の取組みを推進する上で、社会全体で取組むという合意と人権を擁護するシステムの構築を図ることが必要であり、市民・地区コミュニティ組織・NPO・企業などの多種・多様な参加・参画による行政とのパートナーシップの構築に向けて、さまざまな活動に対する協働・連携・支援にかかわる施策を展開します。

ア 現状

今回の第4回人権意識調査の結果から、当事者、被害者支援については、行政の公平性の原理が壁となって、行政には十分なことができず、NPOをはじめとする市民活動の方がきめ細かく対応できるという事態が明らかになってきた今日においては、市民の自主性に基づく活動の重要性が市民の間で意識されはじめている現状が示唆されています。さらに、「人権教育のための国連10年高槻市行動計画」を総括する中においても、関係団体と連携しての啓発事業の実施や人権関係団体への支援に努め、人権関係団体との協働化が図られてきましたが、さらなる自主的活動の促進とそれぞれの役割を踏まえたネットワーク化が課題である現状が示されています。

また、身元調査の問題などの具体的な事例に即していえば、「身元調査をしてはいけない」という論理だけでは解決せず、ましてや「資産や収入を隠せばよい」「同和地区出身であることを隠せばよい」ということでは解決しないのは明らかです。今こそ、社会全体をあげて、同和地区出身であることが、国籍が違うことが、資産や収入が少ないことなどが結婚などに不利になるのかどうか、その点について問題点を投げかけ、オープンな議論をしなければ、暴く行為は跡を絶たない現実があります。

こうした現状を踏まえ、これまで人権にかかわる事業のほとんどを行政が担ってきましたが、人権施策を効果的かつ効率的に推進していくには、行政と市民・NPOなどとの連携や協働は不可欠であり、時代の変化に対応したパートナーシップの確立が求められています。

現在、環境問題や福祉の分野でNPOやボランティア団体の活動が注目されていますが、多様化する人権問題への取組みにおいても、NPO等による自主的な活動に支えられる場面が増えています。NPO等は、先駆的な課題や行政がかかわりにくい課題においても、迅速で、柔軟な対応が可能であり、人権施策の推進においても重要な役割を果たすことが期待されています。

イ 施策展開の基本的考え方

人権課題の解消に取組んでいく上で重要なことは、行政だけで人権問題に取組むのではなく、社会全体で取組むというコンセンサスを得ることにあります。市民や地区コミュニティ組織・NPO・企業等の多種・多様な参加・参画を通じて、社会の連帯の力で、人権施策を支え、効果的かつ効率的に推進していく観点からも、民間と行政との適切な役割分担を確立し、行政とのパートナーシップを築きます。

また、人権施策の推進に向けて、国や府などの行政機関、医療機関や福祉施設などとの連携を図ります。

さらに、自治会などの地域での取組みや企業での取組みが促進されるよう努めるなど、地域社会の各分野における人権問題への取組みを有機的に結びつけるネットワークの形成を目指します。

ウ 施策の体系

基本的方向	課題	課題別施策
NPO等多様な主体との協働の推進	各種団体とのパートナーシップの構築	各種団体などとの協働
		国・府などとの連携
団体との協議の場の設定	社会的な発言の場の確保	在日外国人などの意見を収集する仕組みづくり
企業の自主的な取組みへの支援	企業との連携	企業との連携
		企業における研修などの支援
地域と密着した連携・協働体制の推進	交流環境等の充実	交流環境の整備
	地域との協働	地域・地域各種団体・人権関係団体との協働
		地域における自立した生活などの支援
		地域での子育て活動の支援
	福祉ボランティア活動の支援	
地域社会におけるネットワークの形成	地域社会の各分野におけるネットワークの形成	

【基本的方向】NPO等多様な主体との協働の推進

【課題1】各種団体とのパートナーシップの構築

社会の連帯の力で、効果的かつ効率的に人権施策を推進するため、各種団体と行政とのパートナーシップの構築を図ります。

【課題別施策1】各種団体などとの協働

【課題別施策】講演会等による啓発活動(所管課：人権室)

社会情勢の進展に伴い新たな人権問題も生じており、参加者に対して人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、市民及び団体・企業等との一層の協働を進める中で、講演会等を開催します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
憲法記念行事・平和展・人権を考える市民のつどい	人権・平和に関する事業を実施することにより、人権を尊重する市民意識の高揚を図る。	市民及び団体等との連携を強化する中で、市民参加のもと各事業を開催する。	人権室	実施				

【課題別施策】人権啓発推進協議会等への活動支援及び組織改編(所管課：人権室)

草の根による人権啓発活動及び他団体との連携を強化し、組織の発展と活性化を図っている協議会との協働を促進するため、協議会の活動に対して支援するとともに、市民との協働化を進める団体として、組織の改編を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人権啓発推進協議会・人権富田・春日両地域協議会への活動支援	人権意識の普及と高揚を図るために実施する自主的な啓発活動に対して活動支援を行い、市との協働を進める。	市と人権協との協働化を図り、人権啓発活動を効率的に推進し、地域団体との連携を図る。	人権室	実施				

【新規】 人権啓発推進協議会等の組織改編の検討	市民との協働化を進める団体として、人権啓発推進協議会等の組織の改編を行う。	人権啓発推進協議会等との協議を行い、組織の改編の検討を行う。	人権室	調査	研究	検討	実施	
----------------------------	---------------------------------------	--------------------------------	-----	----	----	----	----	--

【課題別施策】 市民との協働の推進(所管課：富田ふれあい文化C)

市民との協働を推進するため、あらゆる場面(事業)において模索し、実現できるよう努めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
ふれあいIT推進事業	デジタルデバイドの解消に向け、情報の受け手側の条件整備を行う。	ボランティア団体の協力を得て、パソコンの基本操作やホームページの閲覧方法等の講習を開催する。	富田ふれあい文化センター	実施				

【課題別施策】 地区コミュニティ組織等との協働(所管課：コミュニティ推進課)

地区コミュニティ組織等との協働による地域ぐるみの子育て支援体制の確立や男女共同参画の実現に向け、交流機会の充実や学習機会の提供等、その条件整備のための支援を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
コミュニティセンター管理運営補助事業	各コミュニティセンターにおける子どもを対象とした、学習や体験機会の充実を図り、子育てに関する活動がしやすい条件づくりを行う。	各コミュニティセンター管理運営委員会に対し、管理運営事業及び活動事業に必要な経費を補助し、コミュニティセンターの運営の支援を行う。	コミュニティ推進課	実施				
コミュニティ市民会議補助事業	女性を含む多様な主体の参加を支援し、地区コミュニティ間のネットワークをもとにした地域活動の充実を図る。	コミュニティ市民会議に対して補助金を交付し、市全域でのコミュニティ活動の促進に向けた支援を行う。	コミュニティ推進課	実施				

【課題別施策】 市民公益活動団体との協働(所管課：コミュニティ推進課)

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題などさまざまな人権問題に取り組む市民公益活動団体を含む多様な活動を促進するため、市民公益活動団体との協働により運営する市民公益活動サポートセンターの充実を図るとともに、各種団体間の交流や参加促進等市民への啓発を目的とした取組みを実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
市民公益活動サポートセンター事業	市民公益活動の促進のための環境整備として開設した市民公益活動サポートセンターにおいて、施設提供をはじめ相談事業や情報受発信支援、学習機会の提供等活動促進のための事業を実施する。	市民公益活動サポートセンター管理運営委員会に対し、管理運営や事業実施に必要な経費を補助し、サポートセンターの運営の支援を行う。	コミュニティ推進課	実施				
市民公益活動促進事業	さまざまな人権問題の解決を目指す団体を含めた多様な市民公益活動団体の経験交流や市民の参加啓発等により活動の促進を図る。	市内の市民公益活動団体との協働による、市民公益活動促進フォーラムやボランティア活動への参加のきっかけづくりとなる講座等を開催する。	コミュニティ推進課	実施				

【課題別施策】 地区コミュニティ等との協働による自主防災組織の結成促進(所管課：コミュニティ推進課)

地区コミュニティや単位自治会と連携した自主防災組織の結成を促進するため、地域の防災活動の体制づくりを行うとともに、災害時における高齢者や障害者等とのかわり方や、平常時の取組みの必要性に関する啓発を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
自主防災組織結成促進事業	高齢者や障害者等への取組みを含め、地域防災活動を担う自主防災組織の結成に向け支援を行う。	災害時及び平常時の高齢者や障害者等に対する取組みの必要性に関する啓発を含め作成した啓発冊子、まちづくりハンドブック「自主防災活動編」等の活用を図るとともに、地区コミュニティ等での説明会に出向くなど、自主防災組織の結成に向けた支援を行う。	コミュニティ推進課	実施				

【課題別施策】子育て支援の実施(所管課：児童福祉課)

仕事と育児の両立支援と子育て支援情報の充実を図り、地域での子育てを支援するため、ファミリー・サポート・センター事業や子育て支援総合コーディネート事業を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
子育てNPO活動の支援	イベント、事業の後援、関係機関との連携・支援を行う。	後援及び協力を行う。	児童福祉課	実施				

【課題別施策】スポーツ・レクリエーション活動の振興(所管課：障害福祉課)

障害者スポーツの振興を図るため、各種スポーツ活動の展開と支援を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
「高槻市市民ふれあい運動会」の開催	障害者スポーツの振興及び健全者との交流を図る。	障害者団体と共催し、運動会を年1回実施する。	障害福祉課	実施				

【課題別施策】女性の就労促進と雇用環境整備(所管課：労働福祉G)

再就職を希望する女性に対して、その就労の促進を支援するとともに、育児・介護休業制度の内容や手続きについて周知に努め、働く女性の母性保護等についての啓発を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
女性就業援助事業	働く女性に対しさまざまな啓発を行う。	市と市内の女性労働者の協働による「たかつきACT」と連携し、セミナー等を実施する。	労働福祉G	実施				

【課題別施策2】国・府などとの連携

【課題別施策】学習機会などの支援(所管課：高齢福祉課)

高齢者自らが社会の構成員として積極的に役割を担えるよう、学習機会などの支援を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
シルバーアドバイザー養成研修への支援	大阪府地域福祉推進財団が開催するシルバーアドバイザー養成研修を支援する。	同事業の資料提供を行うとともに、市広報紙による広報を行う。	高齢福祉課	実施				

【課題別施策】就職困難者等の就労促進(所管課：労働福祉G)

働く能力・意欲がありながら、年齢、身体・知的・精神等の障害及び家族構成並びに出身地などにより、就労をさまたげるさまざまな阻害要因を有するため、雇用就労を実現できていない、いわゆる就職困難者等の雇用・就労の促進を図るため、各種事業を展開します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
障害者雇用問題懇談会	各関係機関による懇談会において、意見交換等を行い雇用の促進を図る。	公共職業安定所など関係機関による懇談会を開催する。	労働福祉G	実施				
障害者就業・生活支援センター事業	雇用の促進を図るため、センターの運営に対し支援を行う。	センター運営に対して、さまざまな指導・助言を行う。	労働福祉G	実施				

【課題別施策】女性の就労促進と雇用環境整備(所管課：労働福祉G)

再就職を希望する女性に対して、その就労の促進を支援するとともに、育児・介護休業制度の内容や手続きについて周知に努め、働く女性の母性保護等についての啓発を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
雇用促進事業	女性の就労促進を図る。	公共職業安定所と連携し、求人情報の提供や労働相談を実施する。	労働福祉G	実施				

【基本的方向】団体との協議の場の設定

【課題1】社会的な発言の場の確保

市内居住外国人市民の声を行政に反映するための意見交換の場の設置に向けて検討を行います。

【課題別施策1】在日外国人などの意見を収集する仕組みづくり

【課題別施策】在日外国人との意見交換の場の設置(所管課：人権室他)

国際化の進展が地域レベルで広がりを見せる中、さまざまな文化、習慣、価値観の違いを認め合い、国籍や民族的・文化的背景に関係なく、ともに地域を支えあう豊かで活力ある、多文化共生の地域社会の実現に向けて、在日外国人との意見交換の場の設置に向けての検討を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
【新規】市内居住外国人からの意見収集のための仕組みづくり	多文化共生社会の実現に向け、在日外国人の声を行政に反映させるための意見交換の場を設置する。	庁内関係課及び人権啓発幹事会などで検討する。	人権室他	研究	検討	設置		

【基本的方向】企業の自主的な取組みへの支援

【課題1】企業との連携

人権施策の基本理念を社会に広く定着させるため、社会経済の中心的な担い手である企業が行う自主的な取組みに対して支援を行います。

【課題別施策 1】企業との連携

【課題別施策】企業等における人権啓発の推進(所管課：労働福祉G)

市内の公正採用選考人権啓発推進員設置事業所で組織する「高槻地区人権推進員企業連絡会」の活動に対しさまざまな支援を行い、連絡会の活性化を図るとともに、企業における就労者の人権意識の高揚を図るため、各種事業を展開します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
未加入事業所への加入促進	連絡会未加入の公正採用選考人権啓発推進員設置事業所に対し、加入を勧奨する。	公共職業安定所と連携し、電話及び加入勧奨文を送付する。	労働福祉G	実施				

【課題別施策 2】企業における研修などの支援

【課題別施策】企業等における人権啓発の推進(所管課：労働福祉G)

市内の公正採用選考人権啓発推進員設置事業所で組織する「高槻地区人権推進員企業連絡会」の活動に対しさまざまな支援を行い、連絡会の活性化を図るとともに、企業における就労者の人権意識の高揚を図るため、各種事業を展開します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
啓発講演会への支援	連絡会が実施する啓発講演会の内容等について、さまざまな情報提供を行う。	テーマの提案や講師の選定などについての支援を行う。	労働福祉G	実施				
各種研修会への支援	連絡会が行う各研修会に対し、さまざまな情報提供を行う。	研修テーマの提案や研修実施場所等についての支援を行う。	労働福祉G	実施				

【基本的方向】地域と密着した連携・協働体制の推進

【課題 1】交流環境等の充実

人権問題を「知る」という状態から、一歩進んで人権問題に「かかわる」という意識を培うため、情報交換や意見交換の機会の拡充を図ります。

【課題別施策 1】交流環境の整備

【課題別施策】市民交流の推進(所管課：富田ふれあい文化C・春日ふれあい文化C)

市民の相互理解を深めるため、市民交流を推進するための事業展開や施設の環境整備を行い、人権問題等の解決を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
市民交流事業	市民の交流を推進し、相互理解を深める。	講座等の開催や活動準備室の提供により、利用者相互の交流を図る。	富田ふれあい文化センター	実施				
市民交流事業	住民相互が日常的に交流できる場や機会をセンター内等に設け、その交流を推進する。	人権啓発・地域福祉などの講座・パネル展を開催する。	春日ふれあい文化センター	実施				

【課題2】地域との協働

地域全体でお互いを支えあう体制の構築を図るため、人権意識を高揚、定着させるうえで重要な役割を担っている地域との連携・協働を推進します。

【課題別施策1】地域・地域各種団体・人権関係団体との協働

【課題別施策】地域での学習及び啓発活動(所管課：人権室)

地域団体等とのさらなる連携を図るため、高槻市人権啓発推進協議会地区単位会が実施する学習会及び講座等の啓発活動を支援します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
地域の諸団体との連携強化	地域諸団体との共催事業等を行うことにより「人権草の根啓発活動」の輪を広げる。	地区単位会で開催する学習会・ふれあいアップ講座等の事業について、地域団体とのさらなる連携を図る。	人権室	実施				

【課題別施策】市民との協働の推進(所管課：富田ふれあい文化C)

市民との協働を推進するため、あらゆる場面(事業)において模索し、実現できるよう努めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
フェスタ・ヒューマンライツ	地域の各種団体との協働で、人権をテーマに各種の取組みを行う。また参加団体や市民相互の交流を図る。	舞台発表や各種イベントの開催、参加団体の活動の紹介を行う。	富田ふれあい文化センター	実施				

【課題別施策】多文化共生・世代間交流の推進(所管課：春日ふれあい文化C)

地域において真に豊かな人と人との関係を創造するため、多文化共生・世代間交流を図る中で地域が抱える諸問題について、今、地域住民一人ひとりが何をすべきか考える機会を設定します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
ヒューマンライツフェスタ	地域の各団体で組織する実行委員会を結成し、市民との協働でフェスタを開催する。	ミュージックフェスティバル、盆踊り、ふれあいコーナー、模擬店等の内容で二日間開催する。	春日ふれあい文化センター	実施				

【課題別施策】男女共同参画社会の形成促進(所管課：男女共同参画課)

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会等あらゆる分野において、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、啓発や情報提供等の取組みを推進します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
男女共同参画地域講演会の開催	男女共同参画社会の形成を促進するために必要な情報提供及び啓発事業を行う。	男女共同参画について理解を深めていただくために、地域のコミュニティセンターと協力しながら講演会を開催する。	男女共同参画課	実施				

【課題別施策】地区コミュニティ組織等における啓発活動の推進(所管課：コミュニティ推進課)

地区コミュニティ組織等での生涯学習、文化・スポーツの活動や各種団体間の連携促進の活動をとおして、人権啓発にかかる取組みが効果的に行われるよう、支援体制を確立し、その推進を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
地域内における各種団体のリーダーによる啓発の促進	地区コミュニティ組織を基盤に、地域内各種団体間の連携を図りながら、人権啓発の促進を図る。	障害者地域福祉懇談会等、地域内における各種団体のリーダーが中心になって取り組む人権啓発活動の支援を行う。	コミュニティ推進課	実施				

【課題別施策】地域福祉懇談会開催の支援(所管課：福祉政策室)

障害者に関する住民の理解を深めるため、障害者団体が開催する地域福祉懇談会を支援します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
地域福祉懇談会開催の支援	障害者団体が開催する地域福祉懇談会を通じて障害者の置かれている状況について地域住民の理解を深める。	地域福祉懇談会に地域の住民が多数参加されるよう、社会福祉協議会、コミュニティ推進課、障害福祉課と連携し、自治会、地区福祉委員会、ボランティアに働きかける。	福祉政策室	実施				

【課題別施策2】地域における自立した生活などの支援

【課題別施策】高齢者の社会活動への参加や生きがいのづくりの支援(所管課：高齢福祉課)

高齢者の社会活動への参加や生きがいのづくりを図るため、高齢者が長年培ってきた経験・知識・技術を、それらの提供を望んでいる人たちとのマッチングを図り、高齢者のボランティア活動や生きがいのづくりを支援します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
シニア社会活動マッチング事業	「できること」「したいこと」があるシニア世代の提供者(50歳以上)と、「してほしいこと」がある依頼者をマッチング(紹介)し、高齢者の社会活動への参加と生きがいのづくりを支援する。	市民公益活動サポートセンターに委託し、提供者と依頼者の登録を受けマッチングを行う。会員登録とマッチングにかかる費用は無料。提供者の交通費などの実費500円が必要。提供に伴う謝礼が必要な場合がある。	高齢福祉課	実施				

【課題別施策】障害者等の生活支援(所管課：障害者福祉C)

障害者等の生活支援を図るため、障害者及びその家族からの多様な相談を受け、自立や社会参加の促進に向けた対応策を関係機関との連携を図り指導、助言及び情報を提供します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
総合相談・在宅福祉サービス利用援助及び生活支援事業	障害者やその家族の地域における生活を支援し、障害者の自立と社会参加の促進を目指す。	在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援及びピアカウンセリング等に関係機関・専門機関と連携し総合的に相談を行う。	障害者福祉センター	実施				

【課題別施策3】地域での子育て活動の支援

【課題別施策】子育て支援の実施(所管課：児童福祉課)

仕事と育児の両立支援と子育て支援情報の充実を図り、地域での子育てを支援するため、ファミリー・サポート・センター事業や子育て支援総合コーディネート事業を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を組織化して、相互援助に基づく援助活動を行う。	説明会・講習会・交流会の開催及び相互援助活動を実施する。	児童福祉課	実施				

子育て支援総合コーディネーター事業	子育て支援情報の充実を図り、多様な子育て支援サービスの情報提供を行う「子育て支援総合コーディネーター」制度を創設し、子育て支援を行う。	子育て支援情報の一元化を中心にホームページの充実と相談、掲示板の創設を行う。	児童福祉課	実施				
地域子育て支援センター事業	サークル育成講座、部屋、教材遊具の貸し出し、情報提供支援NPOやサークル間の情報交換、出前保育を実施する。	親子保育教室、サークル育成講座・部屋や教材の貸し出し、フリースペースの提供等を行う。	児童福祉課	実施				
育児支援家庭訪問事業	出産後間もない時期に養育が困難となっている家庭に対し、子育て経験者等が家庭を訪問し、育児相談・支援を行うことにより、子どもの健全育成を図る。	一般の子育てサービスを利用することが難しい家庭を対象に、子育て経験者等が家庭訪問し、育児相談等を行う。	児童福祉課	実施				

【課題別施策4】福祉ボランティア活動の支援

【課題別施策】ボランティア活動の支援(所管課：福祉政策室)

障害者と地域住民がともに生きる社会づくりを推進するため、高槻市社会福祉協議会が実施するボランティア市民活動センター運営事業、ボランティアが参加して行う地区福祉委員会(市内37箇所)の活動事業及びボランティアに対する各種研修を支援します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
社会福祉協議会への補助	市社会福祉協議会が行うボランティア市民活動センター運営事業、小地域ネットワーク事業、ボランティア研修など、地域福祉推進に関する事業を支援する。	事業に要する経費について、申請に基づき補助金を交付する。	福祉政策室	実施				

【課題別施策】市民への啓発(所管課：障害者福祉C)

障害者の社会参加の促進や自立を支援するため、講演会や講座を開催します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
ボランティア体験講座	種々の体験・学習・交流を通して、障害者の理解を深め、障害者の社会参加の活動を地域から支える輪の構築を目指す。	点字、手話、朗読、要約筆記、ガイドヘルプ等の講座、作業所見学及び全体交流会等に関係団体の参画のもとに実施する。(全10回)	障害者福祉センター	実施				

【課題3】地域社会におけるネットワークの形成

地域社会の各分野における人権問題の取組みを有機的に結びつけるため、ネットワークの形成に努めます。

【課題別施策1】地域社会の各分野におけるネットワークの形成

【課題別施策】地域社会におけるネットワークの形成(所管課：コミュニティ推進課)

地区コミュニティにおける市民及び各種団体間の交流や連携促進のための事業の支援を行うとともに、さまざまな社会的課題に取り組む市民公益活動団体間の交流や市民、事業者、行政を含めた連携・協働の取組みを支援します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
地域振興補助事業	市民憲章の各条文に掲げる事業等とおして、地区コミュニティ内の市民・団体間の連携、ふれあいの促進を図る。また、子ども対象の行事の充実やボランティア活動への参加拡大等子育て、教育力の向上に向けた条件づくりを行うとともに、女性が参画しやすい地域活動に向けた啓発を行う。	各地区コミュニティに対し、地域振興補助金を交付し、地域活動の支援を行う。	コミュニティ推進課	実施				